

○佐賀県警察学校の運営に関する訓令

昭和59年3月15日

本部訓令第2号

改正 平成28年3月16日本部訓令第9号

令和4年3月7日警察本部訓令第4号

佐賀県警察学校の運営に関する訓令（昭和43年佐賀県警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 教官会議（第4条～第6条）
- 第3章 授業（第7条～第9条）
- 第4章 入校（第10条～第13条）
- 第5章 欠課、休学及び退校（第14条～第16条）
- 第6章 試験、勤務考査及び卒業（第17条～第23条）
- 第7章 賞罰（第24条～第29条）
- 第8章 学生隊（第30条～第35条）
- 第9章 宿日直（第36条～第41条）
- 第10章 補足（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、佐賀県警察学校（以下「学校」という。）における教養を効果的に推進するため、学校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（学校運営の根拠）

第2条 学校の運営は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）及び警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）並びに佐賀県警察教養規則（平成13年佐賀県公安委員会規則第11号）及び佐賀県警察教養細則（平成13年佐賀県警察本部訓令第10号）その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8〕、全部改正〔平成17.3本部訓令6〕

（職員及び学生の心構え）

第3条 学校に勤務する職員は、職責を自覚して常に研さんし、人格の陶冶及び識見の向上

に努め、警察教養の本旨に沿うよう学生の教養訓練に当たらなければならない。

2 学生は、学校の規程を守り、勉学に励み、学生としての本分を尽くさなければならない。

本条…一部改正 [平成7.3本部訓令 8]

第2章 教官会議

(教官会議)

第4条 警察学校長（以下「校長」という。）は、学校運営の適正を期するため、おおむね毎月2回教官会議を開くものとする。

2 教官会議は、副校長、校長補佐及び教官（以下「教官等」という。）をもつて構成する。

本条…一部改正 [平成7.3本部訓令 8]

(会議資料の提出)

第5条 教官会議に必要な提案事項は、教官等においてあらかじめ資料を準備し、校長に提出しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭報告をもつてこれに代えることができる。

(会議録)

第6条 教官会議の議事は、教官会議録（様式第1号）に記録し、その結果を明らかにしておかなければならない

第3章 授業

(教官等の担当授業科目)

第7条 教官等の担当する授業科目は、校長が別に定めるものとする。

本条…一部改正 [平成7.3本部訓令 8]

(授業時間割等)

第8条 授業時間割その他授業の実施について必要な事項は、校長が別に定めるものとする。

ただし、巡査部長任用科、警部補任用科、部門別任用科、主任任用科、交通巡視員養成科及び専科（以下「専科等」という。）の授業については、当該教養を主管する所属長（以下「主管課長」という。）において定めることができる。

本条…一部改正 [平成7.3本部訓令 8]

(授業の変更)

第9条 教官等は、病気その他の事由により授業に支障を生じ、又は生じるおそれのあるときは、校長に申し出てその指示を受けなければならない。

第4章 入校

(入校者)

第10条 校長は、次の各号の一に該当する者を入校させるものとする。

- (1) 新たに佐賀県巡査及び佐賀県職員に採用され、初任科に入校を命ぜられた者
- (2) 初任補修科、専科等その他に入校を命ぜられた者

本条…一部改正〔平成17.3本部訓令6〕

(平28本部訓令9・一部改正)

(宣誓)

第11条 学生は、入校するとき校長に対し、専心修行する旨を宣誓書(様式第2号)により宣誓しなければならない。

(入寮の原則)

第12条 学生は、すべて学生寮に入寮させる。ただし、専科等の学生で、特別の理由により校長が通学を認めたときは、この限りでない。

(学生心得)

第13条 学生は、校長が別に定める学生心得に従わなければならない。

第5章 欠課、休学及び退校

(欠課及び休学)

第14条 学生は、病気その他の理由により欠課又は見学しようとするときは欠課見学願簿(様式第3号)により、休学しようとするときは休学願簿(様式第4号)により校長の承認を受けなければならない。

- 2 校長は、専科等の学生に対する休学の承認を行うに当たっては、あらかじめ主管課長と協議するものとする。

本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8〕

(休学期間)

第15条 休学期間は、校長が特に認めるもののほか、初任科にあつては修業期間の4分の1を、初任補修科、一般職員初任科及び専科等にあつては修業期間の3分の1を超えることができない。

本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8、17.3本部訓令6〕

(退校)

第16条 学生は、退校しようとするときは、その理由を申し出て、校長の承認を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の承認を与える場合は、あらかじめ当該学生の所属長と協議(初任科の学生にあつては、父兄の意見を聴取)のうえ、警察本部長(以下「本部長」という。)に報

告するものとする。

第6章 試験、勤務考査及び卒業

(試験及び勤務考査)

第17条 校長は、初任科、初任補修科及び一般職員初任科（以下「初任科等」という。）並びに交通巡視員養成科の学生の就業状況を測定するため、学科試験及び術科試験（以下「試験」という。）並びに勤務考査を行うものとする。

2 初任科の試験は、卒業試験に加えて、中間試験を行うことができる。

3 第1項に規定する以外の教養課程の学生に対する試験は、主管課長と協議のうえ実施できるものとする。

本条…全部改正〔平成7.3本部訓令8〕、一部改正〔平成17.3本部訓令6〕

(試験の内容)

第18条 試験は、授業の科目ごとに行うものとする。ただし、校長並びに主管課長は、必要により試験科目の一部を省略することができる。

本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8〕

(勤務考査の内容)

第19条 勤務考査は、素行、学習態度、服務状況、同僚の信望、寮生活の状況等について行うものとする。

(合格の基準)

第20条 試験は、1科目100点とする。

2 学科試験の合格基準は、各科目の点数の割合が4割以上で、かつ、試験の平均点が6割以上とする。

3 前項の合格基準に達しない学生については、追試験を行うものとする。

本条…全部改正〔平成7.3本部訓令8〕、一部改正〔平成17.3本部訓令6〕

(平28本部訓令9・一部改正)

(教養期間の成績)

第21条 初任科等教養期間の成績は、第17条に規定する試験及び勤務考査の点数の合計点をもつて充てるものとする。

2 試験の成績は、中間試験を実施した場合は中間試験3割、卒業試験7割の比率で評価するものとする。

見出し…改正・本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8〕

(卒業及び修了)

第22条 校長は、初任科、初任補修科及び交通巡視員養成科の課程を卒業した学生に対しては卒業証書（様式第5号）を、その他の課程を修了した学生に対しては修了証書（様式第6号）を授与するものとする。

本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8、17.3本部訓令6〕

（学籍簿）

第23条 校長は、初任科及び初任補修科の学生については、学籍簿（様式第7号）を作成し、保管しておくものとする。

本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8〕

（平28本部訓令9・一部改正）

第7章 賞罰

（表彰）

第24条 校長は次の各号の一に該当する学生を表彰することができる。

- （1） 優等賞 第21条に規定する卒業成績が優秀であつた者
- （2） 校長賞 善行その他教育上他の模範となる行為があつた者

2 前項第1号の優等賞（様式第8号）は、卒業学生数のおおむね10分の1以内の者に授与するものとする

3 校長は、優等賞を授与される学生のうち教養期間の成績第1位の者については、本部長賞誉を上申することができる。この場合において、優等賞は、本部長賞誉をもつて代えるものとする。

本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8〕

（退校処分の基準）

第25条 細則第21条第1項に規定する「成業の見込みがないと認めるもの」とは、次の各号に掲げる者とする。

- （1） 試験の成績が、第20条第2項に規定する合格の基準に達せず、かつ、将来学業成績向上の見込みがない者
- （2） 第15条に規定する休学期間を超えた者。ただし、公務災害により休学した期間は、除く。
- （3） その他成業の見込みがないと認められる者

本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8、17.3本部訓令6〕

（懲罰）

第26条 細則第21条第2項の処分は、次の基準により行うものとする。

- (1) 退校 学校の規律を乱し、情状がはなはだしく重い場合
- (2) 謹慎 学校の規律を乱し、情状が比較的重く、他に悪影響を及ぼすおそれのある場合
- (3) 訓戒 学校の規律を乱し、情状は比較的軽い、他に悪影響を及ぼすおそれのある場合

2 謹慎処分は30日以内とし、その間は外出を禁止して教官の監督の下に置くものとする。
ただし、授業及び諸勤務は、平常どおりとする。

3 訓戒処分は、学生の非違を諭し、その将来を戒めるものとする。

本条…一部改正 [平成7.3本部訓令 8、17.3本部訓令 6]

(処分の申立て)

第27条 教官等は、前条第1項に該当する学生を知ったときは、申立書(様式第9号)により校長に申し立てなければならない。

(処分の手続)

第28条 校長は、細則第21条の規定に基づき学生を処分しようとするときは、教官会議に諮り、その決議を参考として行うものとする。

2 前項の教官会議には、必要により本人又は学生の代表者を出席させ、意見を述べさせることができる。

3 校長は、細則第21条の規定に基づく学生の退校処分については、本部長に報告して行うものとする。

4 細則第21条の処分は、処分書(様式第10号)を交付して行うものとする。

本条…一部改正 [平成7.3本部訓令 8、17.3本部訓令 6]

(処分の消滅)

第29条 校長は、謹慎又は訓戒の処分を受けた学生が、事後非違なく経過したときは、入校中にその処分を消滅させることができる。

第8章 学生隊

(学生隊の編制)

第30条 学生をもつて学生隊を編制する。

2 学生隊は、初任科等及び専科等に分け、更にこれを適宜の班に分ける。

本条…一部改正 [平成7.3本部訓令 8]

(役員)

第31条 学生隊に、次の役員を置く。

- (1) 総代 1名
- (2) 副総代 若干名
- (3) 班長 若干名

(平28本部訓令 9・一部改正)

(役員の任免)

第32条 前条の役員は、校長が任免するものとする。

(役員の任務)

第33条 総代は、学生隊を代表し、常に学生の模範となつて学生を統率し、規律を維持するとともに、教官等と学生の連絡に当たり、かつ、学生相互の親ぶくを図らなければならない。

2 副総代は、総代を補佐し、総代に事故あるときは、その職務を代行する。

3 班長は、班を代表し、総代及び副総代を補佐する。

(自治活動)

第34条 校長は、学生の福利厚生、情操の高揚、体育の向上、校内の美化等の自治活動のため、学生隊に部を設けることができる。

(平28本部訓令 9・一部改正)

(当番勤務)

第35条 校内の警備その他諸般の用務に従事させるため、学生隊に当番を置く。

2 当番は、校長が別に定める当番勤務要領に基づき服務しなければならない。

第9章 宿日直

章名…改正 [平成7.3本部訓令 8]

(宿日直勤務)

第36条 教官等は、校長の命ずるところにより、宿直及び日直（以下「宿日直」という。）勤務に服さなければならない。

2 学校長の教官等に対する宿日直勤務の命令は、翌月の宿日直勤務命令書（様式第11号）を月末までに作成し命ずるものとする。

3 宿日直勤務命令当日やむを得ない理由により、宿日直勤務に服することができない者は、学校長の承認を得なければならない。

見出し…改正・本条…一部改正 [平成7.3本部訓令 8]、本条…一部改正 [平成11.3本部訓令 6]

(勤務時間)

第37条 宿日直の勤務時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿直 17時15分から翌日の8時30分までとする。
- (2) 日直 佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条第1項に規定する休日は、8時30分から17時15分までとする。

本条…全部改正〔平成元. 7本部訓令10〕、一部改正〔平成4.8本部訓令15、7.3本部訓令8、19.10本部訓令12、21.3本部訓令6〕

（宿日直勤務員の責任）

第38条 宿日直勤務員は、おおむね次の事項を処理し、その責に任ずるものとする。

- (1) 校内施設の警備並びに火災その他の災害及び盗難の予防、警戒
- (2) 文書の受理及び発送、電話の応対並びに来訪者の応接
- (3) 各室及び倉庫等の鍵の保管
- (4) 当番勤務員の指導監督
- (5) 学生の生活指導及び監督
- (6) 拳銃の保管及び出入れ
- (7) その他特に命ぜられた事項

見出し…改正・本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8〕

（平28本部訓令9・一部改正）

（災害事故等の措置）

第39条 宿日直勤務員は、学校及びその附近に災害その他の事故が発生したときは、直ちに臨機の措置をとるとともに、速やかに校長に報告し、その指示を受けなければならない。

本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8〕

（不時点呼）

第40条 宿日直勤務員は、学生の指導監督上必要があると認めるときは、不時点呼を行うことができる。

本条…一部改正〔平成7.3本部訓令8〕

第41条 削除〔平成11.3本部訓令6〕

第10章 補足

（実務の補助）

第42条 本部長は、重要又は突発的な警察事象が発生したときは、必要により入校中の学生を派遣し、当該事案処理の補助を命ずることができる。

本条…追加〔平成7.3本部訓令8〕

(補則)

第43条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、校長が定める。

旧42条…繰下 [平成7.3本部訓令第8]

附 則

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年7月31日本部訓令第10号抄)

1 この訓令は、平成元年8月6日から施行する。

附 則 (平成4年8月24日本部訓令第15号)

この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日本部訓令第8号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月10日本部訓令第6号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月14日本部訓令第6号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、「初任総合科」を「初任補修科」に改める規定は、平成17年4月1日以降に佐賀県巡査に任命された者から適用する。

附 則 (平成19年10月31日本部訓令第12号)

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日本部訓令第6号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年本部訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年本部訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

～様式省略～